

「制限措置の内容（令和2年12月1日）」正誤表

誤							正						
P4 2 制限措置の内容（他県からの入会）							P4 2 制限措置の内容（他県からの入会）						
2 制限措置の内容（他県からの入会）							2 制限措置の内容（他県からの入会）						
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	備考	漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	備考
小型機船底びき網漁業（地方名称板びき網漁業）	総トン数15トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋崎灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以东の海面のうち福島県いわき市小名浜下神白字番所25-10番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の共同漁業操業場を除く福島県の海面	毎年9月1日から翌年6月30日まで	茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者	0(7)	小型機船底びき網漁業（地方名称板びき網漁業）	総トン数15トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東5海里の点、同県いわき市塩屋崎灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て同県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以东の海面のうち福島県いわき市小名浜下神白字番所25-10番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の共同漁業操業場を除く福島県の海面	毎年9月1日から翌年6月30日まで	茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者	0(7)
小型機船底びき網漁業（地方名称自家用釣餌料板びき網漁業）	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	いわき市小名浜下神白字番所25-10番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の共同漁業操業場を除く福島県の海面	平島・大津地区：毎年1月1日から9月30日まで	茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者	0(14)	小型機船底びき網漁業（地方名称自家用釣餌料板びき網漁業）	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	いわき市小名浜下神白字番所25-10番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の共同漁業操業場を除く福島県の海面	平島・大津地区：毎年1月1日から9月30日まで	茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者	0(14)
機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めらうど含む）、しらすひき網漁業）	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	いわき市小名浜下神白字番所25-10番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の福島県海面（次の基点と点ア、点イ、点ウを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く）、基点 いわき市勿来町東田北町地内窪田川川口水門 点ア 基点より110度1,200メートルの点 点イ 点アより190度1,500メートルの点 点ウ 点イより290度の線と最大高潮時海岸線との交点	毎年3月1日から12月31日まで	茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者	0(71)	機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めらうど含む）、しらすひき網漁業）	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	いわき市小名浜下神白字番所25-10番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の福島県海面（次の基点と点ア、点イ、点ウを順次結んだ3直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く）、基点 いわき市勿来町東田北町地内窪田川川口水門 点ア 基点より110度1,200メートルの点 点イ 点アより190度1,500メートルの点 点ウ 点イより290度の線と最大高潮時海岸線との交点	毎年3月1日から12月31日まで	茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者	0(71)
機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	合磯岬（北緯36度58分23秒）から90度線以南の福島県海面以南でかつ小型機船船びき網漁業（地方名称 機船手操網漁業及び板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県の海面	毎年2月11日から7月31日まで	茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者	0(86)	機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	合磯岬（北緯36度58分23秒）から90度線以南の福島県海面以南でかつ小型機船船びき網漁業（地方名称 機船手操網漁業及び板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県の海面	毎年2月11日から7月31日まで	茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者	0(86)
機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	いわき市小名浜下神白字番所25-10番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の福島県海面	毎年12月1日から翌年4月30日まで	茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者	0(74)	機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	いわき市小名浜下神白字番所25-10番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南の福島県海面	毎年12月1日から翌年4月30日まで	茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者	0(74)
どう漁業	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	いわき市小名浜下神白字番所25-10番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南でかつ小型機船船びき網漁業（地方名称 板びき網漁業及び自家用釣餌料板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県の海面	毎年7月1日から8月31日まで	茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者	0(10)	どう漁業	総トン数7トン未満で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	いわき市小名浜下神白字番所25-10番所灯台中心点（北緯36度56分08秒）から90度の線以南でかつ小型機船船びき網漁業（地方名称 板びき網漁業及び自家用釣餌料板びき網漁業）の禁止区域を除く福島県の海面	毎年7月1日から8月31日まで	茨城県に住所を有し茨城県知事から当該漁業の許可を受けた者	0(10)
刺し網（かじき等流し網漁業）	総トン数10トン以上で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	東経141度59分47秒の線以西の福島県海面	毎年12月16日から翌年8月31日まで	千葉県に住所を有し千葉県知事から当該漁業の許可を受けた者	0(1)	刺し網（かじき等流し網漁業）	総トン数10トン以上で、許可証に記載されている船舶の総トン数以下	許可証に記載されている推進機関の馬力数以下	東経141度59分47秒の線以西の福島県海面	毎年12月16日から翌年8月31日まで	千葉県に住所を有し千葉県知事から当該漁業の許可を受けた者	0(1)

許可等の条件は別添13

許可等の条件は別添13